

平成 29 年度 重点行政監査の結果に基づく措置状況

法令等に基づく団体等に対する県の監査・検査等

番号	機 関 名	ページ
1	環境県民局	1
2	健康福祉局	2
3	商工労働局	2

1 環境県民局 (監査年月日：平成 30 年 3 月 5 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>○ 実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について</p> <p>次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。</p>	
団体検査等	・私立学校振興費補助金検査 (環境県民局学事課)
措 置 の 内 容	
<p>検査を効率的に実施できるよう、検査方法の見直し、スケジュールの早期作成と日程の前倒しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の書類検査による検査当日の調整項目の重点化及び、重点項目の担当者間での情報共有を図ること で、当日の検査が所要時間の中で効果的な検査となるような運用とした。 ・幼法人は、近隣地の検査をまとめて (原則、1日に2ヶ所 (午前と午後)) 実施する運用とした。 ・例年8月に作成している年間スケジュールを5月に作成し、早期から検査に実施できる運用に改め、例年10月から開始している検査について、7月から開始することとした。 	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>○ 実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について</p> <p>次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。</p>	
団体検査等	・第1種フロン類回収業者に係る立入検査 (環境県民局環境保全課)
措 置 の 内 容	
<p>検査の目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の視点により検査方法について見直しを行い実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種フロン回収業者は、約750社存在する。このうち、回収量上位150社により全フロン回収量の約95%が回収されている。 ・このため、上位150社を重点立入検査対象とすることとし、5年 (登録の有効期間) 内に1回の立入検査が行われるように検査を実施している。 	

2 健康福祉局 (監査年月日：平成 30 年 3 月 5 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について 次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。</p>	
団体検査等	・ 特定給食施設に対する指導 (健康福祉局健康対策課)
措 置 の 内 容	
<p>特定給食施設等の個別指導において、広島県特定給食施設等指導要綱 (以下「要綱」という。) に設定している実施頻度で検査する必要があるため、検査に当たって、重点指導項目を設定するなど、業務の効率化を図り、1日に複数箇所の施設を検査する。</p> <p>また、栄養士により栄養管理等の適正な運営が確保されていると認められる特定給食施設等については、個別指導に代えて、書面調査の方法により実施できるよう、要綱を改正して対応する。</p> <p>引き続き、集団指導も実施することにより、特定給食施設等の栄養管理体制を整備し、県民の健康づくり及び食育の推進を図る。</p>	

3 商工労働局 (監査年月日：平成 30 年 3 月 5 日)

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について 次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。</p>	
団体検査等	・ 計量法に基づく検査 (商工労働局イノベーション推進チーム)
措 置 の 内 容	
実情に応じた実施要綱に改訂した。	

監 査 結 果 (改善を求める事項)	
<p>実施要綱等に定める実施頻度・件数に基づく実施について 次の団体検査等については、実施要綱等に実施頻度や件数を設定しているが、これに基づいた実施頻度や件数の検査が実施されていなかった。検査体制や設定に対する実施状況等の検証を行うとともに、目的達成のための効率的かつ効果的な実施頻度や件数の設定を検討し、必要に応じて、検査体制や実施要綱等の見直しを行うことも含め、実施要綱等に基づいた団体検査等の実施を行う必要がある。</p>	
団体検査等	・ 旅行業者等への立入検査 (商工労働局観光課)
措 置 の 内 容	
実情に応じた実施要綱に改訂した。	